

## 令和5年5月8日以降の いきいきホールの使用について

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが5類感染症に変更されることに伴い、令和5年5月8日(月)以降のいきいきホールの使用については、つぎの通りとします。引き続き、皆様のご利用をお待ちしています。

### ◇マスクの着用等について

#### (A) 利用者

予約使用される団体・個人利用者は、各団体・各個人の判断に委ねます。

#### (B) 就業中のいきいきホールボランティア・事務職員

1. 交流サロンボランティア、キッズ&シニアルームスタッフ、ホール管理スタッフ、事務職員は、個人の判断に委ねます。
2. 交流サロンの飛沫拡散防止アクリル板は撤去します。

### ◇会議室での人数制限について

・会議室での使用人数制限はなくします。

### ◇いきいきホールでの飲食について

・鹿ノ台いきいきホール使用細則第5条(飲食と原状回復)に基づいて、飲食は可とします。

### ◇ホール玄関に設置の自動検温器について

・入館者各自の健康管理に役立てていただくため、5月8日以降も自動検温器の設置を継続します。

### ◇イベント等への対応方針について

・現在、運用されている「生駒市のイベント開催時等における感染防止対策」に準拠し、基本的な感染防止対策を順守することとします。

(5月8日以降の新たな方針が出された場合は、改めて検討します。)

※今後、新型コロナウイルス感染症の新たな事態が発生し、政府の対処方針が変更された場合は、いきいきホールの使用についても見直しをします。